

改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備についての意見募集結果

■ 意見募集期間 : 令和元年7月2日(火)から同年7月31日(水)まで

■ 提出意見件数 : 48,165件 (放送事業者等:48件、個人等:48,117件)

■ 意見提出者 :

○ 放送事業者等【48件】(50音順)

RKB毎日放送(株)、青森放送(株)、(株)秋田放送、朝日放送テレビ(株)、(株)鹿児島読売テレビ、関西テレビ放送(株)、北日本放送(株)、(株)熊本県民テレビ、(株)熊本放送、(株)高知放送、札幌テレビ放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)ジュピターテレコム、中京テレビ放送(株)、(株)中国放送、中部日本放送(株)、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ岩手、(株)テレビ愛媛、(株)テレビ大分、(株)テレビ金沢、(株)テレビ高知、(株)テレビ信州、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)テレビ新潟放送網、(株)テレビ宮崎、(株)テレビユー山形、東海テレビ放送(株)、(株)東京放送ホールディングス、(株)長崎国際テレビ、南海放送(株)、西日本放送(株)、日本テレビ放送網(株)、日本海テレビジョン放送(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、日本放送協会、(一社)日本民間放送連盟、広島テレビ放送(株)、福井放送(株)、(株)福岡放送、(株)フジテレビジョン、北海道文化放送(株)、(株)毎日放送、(株)宮城テレビ放送、山形放送(株)、山口放送(株)、(株)山梨放送、読売テレビ放送(株)

○ 個人及び上記以外の法人等【48,117件】

◆放送事業者等からの提出意見に対する総務省の考え方

御意見	総務省の考え方
1 放送法施行規則	
改正案全体	
<p>NHKは、放送と通信の融合時代においても、これまで放送において培ってきた民放との二元体制のもと、視聴者の皆様に信頼される「情報の社会的基盤」の役割を引き続きしっかりと果たし、公共的価値の実現を追求してまいります。“公共メディア”の実現に向け、放送を太い幹としつつインターネットを適切に活用し、常時同時配信と見逃し配信サービスを実施することで、「いつでも、どこでも」必要な情報やコンテンツが得られるようにしてまいります。</p> <p>NHKとしては、今般の意見募集を経て策定される放送法施行規則等を踏まえ、インターネット活用業務を適切に実施していくとともに、ガバナンス体制の強化、情報提供の推進に取り組み、子会社等についても自律的に更なるガバナンス強化に取り組んでいく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>NHKにおいては、常時同時配信の実施に当たって、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討を行うことに加え、ガバナンス改革の取組とともに、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、不断に検討を行うことが求められると考えます。</p>
<p>当連盟はかねてより公共放送のあり方について、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。NHKテレビ放送の常時同時配信（以下、常時同時配信）は三位一体改革の実行が大前提であると考えます。独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人のNHKは国民・視聴者の目線に立つ</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

<p>てコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間事業と競合しないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。</p> <p>常時同時配信を可能とする改正放送法の施行に向けて当連盟が求めてきた、区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化やネット配信事業における民放事業者・NHKの連携、NHKのガバナンス改革などに必要な措置を講じるという本制度整備案の趣旨や方向性は賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:17件)</p>	
<p>インターネット活用業務などの具体的な方針について、いまだNHKが明らかにしていない事柄があるため、本制度整備案の適否を十分に判断することが難しい点があります。</p> <p>常時同時配信は3,466億円もの受信料等(出典:NHK「平成30年度決算概要」、送出に係る経費を含む)で制作されたNHK総合・教育それぞれの放送番組すべてをインターネット配信しようとするものであり、事業の性質や規模、社会的影響などの観点から、これまでのインターネット活用業務とは明らかに一線を画するものです。NHKのインターネット活用が新たな領域に踏み込むならば、公共放送として行う業務の適正性を担保するための制度を抜本的に強化する必要があります。</p> <p>改正放送法においても、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が「放送の補完」であることに変わりはありません。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、こうした枠組みを将来にわたり維持することがNHKの節度ある抑制的な事業運営の維持につながると考えます。抑制</p>	<p>NHKにおいては、常時同時配信の実施に当たって、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討を行うことに加え、ガバナンス改革の取組とともに、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、不断に検討を行うことが求められると考えます。</p> <p>インターネット活用業務は、放送法に基づき、NHKの目的の達成に資することや業務の実施に過大な費用を要するものではないこと等が求められるものであり、現在の実施基準にも留意し、その費用については、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って、必要最低限かつ適正なものとなるよう、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、本省令案では、インターネット活用業務の会計上の透明性確保を図るため、区分経理や情報開示に関する制度的な措置を講ずることとしています。</p>

的な事業運営を維持するためには、その実施費用について「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」方針を堅持することが欠かせません。しかしながら、現段階ではNHKから上限設定の具体的な方針が示されておらず、その点において本制度整備案の適否を十分に判断することは困難です。

そもそも2018年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめでは、「常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる」とされました。国民・視聴者の理解は“三位一体改革”の徹底によって醸成されるものであり、常時同時配信だけを切り出して議論するのは、公共放送のあり方全体に関わる課題の本質を見失いかねません。例えば常時同時配信のための認証や視聴者対応は、世帯単位の受信契約を適正に管理する効率的なシステム全体の中で構築されるべきです。有料のNHKオンデマンドと常時同時配信の業務の整理もいまだ出来ていません。公共放送NHKの“三位一体改革”、中でも既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、いまだ手つかずの受信料体系・水準等のあり方の見直しを置き去りにして、常時同時配信に多額の受信料をつぎ込むのでは、国民・視聴者の理解は到底得られません。

立法府においても衆参両院の総務委員会で附帯決議が行われ、常時同時配信を行う際に「民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること」をNHKに求めています。法改正の直後から上限設定を緩和して、万が一にも「放送の補完」としての位置付けが揺らぎ、民間の市場競争を阻害することがないように、制度設計に十全の工夫を凝らし厳格に運用するこ

<p>とを強く要望します。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:35件)</p>	
<p>NHKのインターネットに関わる著作権処理について、NHKが先行して権利者団体とルールを決めるようなことがないよう要望します。また、民放事業者等にとって、後から合意し難い内容にならないために、民放事業者等と情報を共有し、議論することも強く求めます。</p> <p>著作権や肖像権などの権利処理がより一層複雑化し、かつ費用面でも制作費の高騰につながることも、また、配信や権利処理を一元管理する場合でも、議論や整備に多大な時間と費用が必要となることが懸念されます。</p> <p>【(株)テレビ金沢】(類似する意見:12件)</p>	<p>今般の放送法改正により、NHKは、インターネット活用業務を行うに当たっては、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならないものとされているところであり、その規定の趣旨に基づき、まずは、NHKにおいて適切に対応することが求められると考えます。</p>
<p>インターネットに関わる業務及び事業について、現行の地上放送の地域免許制度との整合性が不明です。地域情報確保の観点から、視聴者ニーズをより細かく検証し、さらに地域制御の課題に対処したうえで、実施すべきです。</p> <p>【(株)テレビ金沢】(類似する意見:3件)</p>	<p>改正放送法では、NHKに対し、インターネット活用業務の実施に当たり、地方向け放送番組の配信に関する努力義務が規定されたところであり、その具体的な実施方法については、まずは、NHKにおいて適切に判断すべきものであると考えます。</p>
<p>第12条の3第2項</p>	
<p>NHKのインターネット実施基準の認可申請書に「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」などの書類添付を義務付けることは国民・視聴者への説明責任を果たし、業務運営の適正化を図るために不可欠な施策であり、妥当であると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:21件)</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

第12条の3、第12条の4

インターネット活用業務の費用について区分経理を導入し、費用の明細を財務諸表で公表することは、常時同時配信が放送の「補完」として抑制的に運用されているかを検証する上で重要な情報となる。ただし、インターネット活用業務の費用上限の水準、インターネット活用業務に属する費用を他業務に含めていないかなど区分ごとの内容をはじめ、総務省による事前の厳格な適正判断が欠かせない。加えて総務省には、NHKが現行の「受信料収入の2.5%」という費用上限を順守しつつ、実態を正確に反映した情報の公開に努める制度設計と運用を求めたい。

その際、総務省はNHKに対し、五輪やサッカーワールドカップなど多額の費用が見込まれる大型イベントなどへの支出、運用開始時期が明示されていない地域番組のネット配信にかかる費用など、将来的に変動が確実な費用の内訳や今後の見通しについても併せて示させるべきだ。大きな費用をかけた年度が下限となって平年も減らさない下方硬直性が生じたり、新たな領域を加える際に単純に追加費用が上乘せされたりなど、安易な肥大化につながらないように運用する必要がある。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】(類似する意見:1件)

NHKにおいては、常時同時配信の実施に当たって、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討を行うことに加え、ガバナンス改革の取組とともに、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、不断に検討を行うことが求められると考えます。

インターネット活用業務は、放送法に基づき、NHKの目的の達成に資することや業務の実施に過大な費用を要するものではないこと等が求められるものであり、現在の実施基準にも留意し、その費用については、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って、必要最低限かつ適正なものとなるよう、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。

なお、本省令案では、インターネット活用業務の会計上の透明性確保を図るため、区分経理や情報開示に関する規定を盛り込んでおり、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えます。

第17条

改正法で強化された監査委員会の事後チェック機能の適切な行使を確保する観点から、監査委員会の補助者として「専門的知識を有する者その他の者」を追加することは適切と考えます。NHK職員や関連会社社員による不祥事や、テレビ番組における映画・民間イベント等の告知、関連会社による地方イベントの開催、ドラマ、アニメ関連のキャラクタービジ

本省令案に対する賛同の御意見として承ります。

<p>ネスなど、不透明な業務や関係事業が見受けられる一方、常時同時配信開始に伴い、受信料制度の適切な運用も求められる中、公共放送の経営には、より一層の透明性が求められます。放送界全体への信頼性や民業への影響にも関わるため、外部の眼も増やし、コンプライアンスの強化に努めていくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送(株)】</p>	
<p>第18条第2項</p>	
<p>NHK経営委員会の議決に際し、中期経営計画や放送受信規約、インターネット実施基準などの案と関連資料をあらかじめ公表して行う意見募集を義務付けることは、当連盟がNHKに求めてきたことであり、極めて適切であると考えます。公共放送NHKは国民・視聴者の理解なしには、成り立ち得ません。公共放送のあり方に関わる事項についてはNHKが具体案の基とした事実や考え方、国民的な議論を要する論点などもつまびらかにし、1か月以上の十分な期間を取って意見募集を行い、国民・視聴者の意見を施策に反映することが求められます。</p> <p>意見募集を義務付ける対象については、経営委員会の議決事項だけでなく、2017年7月にいわゆる「ネット受信料」に一定の合理性を認める旨の答申を行った、NHK受信料制度等検討委員会の答申など、中期経営計画の策定や受信料規約改定の根拠となり得る事項を追加するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:17件)</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、第18条第2項は、今般改正された放送法第29条第3項に基づき、中期経営計画等の案及び関連する資料をあらかじめ公表し、広く一般の意見を求めなければならないものとしたものです。</p> <p>同項の意見募集は、経営委員会の権限の適正な行使に資するために設けられた規定であり、御指摘の中期経営計画の策定や受信料規約改定の根拠となり得る事項については意見を求める対象としていませんが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>第18条第2項第4号</p>	
<p>第1号及び第3号については、条文内で公表すべき資料について、補</p>	<p>第18条第2項第4号については、経営委員会が今後意見を求める対象</p>

<p>足の記載があるものの、第4号については特に記載がないので、第4号に関する意見募集に際しても、詳細かつ具体的な資料を公表すべく、NHKに求めるよう条文の追加を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ金沢】</p>	<p>となる事項を定めることから、あらかじめ関連する資料を特定することができないため、個別具体的に規定していませんが、同号に規定する経営委員会が定める事項について議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先及び提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならないこととしています。</p>
<p>第18条第5項</p>	
<p>意見募集を実施して議決した場合に公表を義務付ける事項については、提出された意見それぞれに対するNHKの考え方を追加するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:5件)</p>	<p>本省令案では、NHKは、提出意見を十分に考慮しなければならないものとするとともに、提出意見や、提出意見を考慮した結果及びその理由について、議決と同時期に公表しなければならないものとしており、NHKにおいて適切に対応されるべきものと考えます。</p> <p>なお、国の意見募集に関する制度においても、個々の提出意見を考慮した結果及びその理由をどのように回答するかについては、命令等制定機関の合理的な裁量に委ねられています。</p>
<p>意見募集で指摘された事項について、NHKが適切に対応しているかどうか、認可の際に審査するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>第32条</p>	
<p>区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化はかねてより当連盟がNHKに求めてきたことであり、総務省令でその実効性を担保することは、極めて意義深い政策であると評価します。NHK総合・教育の放送番組すべてを対象とする常時同時配信は事業の性質・規模、社会的影響などの観点から、これまでの同種の業務とは明らかに一線を画するものです。民間放送だけでなく新聞、ネット動画配信、通信などさまざまな</p>	<p>NHKにおいては、常時同時配信の実施に当たって、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討を行うことに加え、ガバナンス改革の取組とともに、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、不断に検討を行うことが求められると考えます。</p> <p>インターネット活用業務は、放送法に基づき、NHKの目的の達成に資</p>

<p>業態の民間事業と競合する懸念が排除されているとは言えず、その運用は抑制的であって然るべきです。NHKは区分経理によってインターネット活用業務の適正性を常に検証するとともに、国民・視聴者や民間事業者への丁寧な説明を尽くすよう要望します。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:28件)</p>	<p>することや業務の実施に過大な費用を要するものではないこと等が求められるものであり、現在の実施基準にも留意し、その費用については、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って、必要最低限かつ適正なものとなるよう、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、本省令案では、インターネット活用業務の会計上の透明性確保を図るため、区分経理や情報開示に関する規定を盛り込んでおり、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えます。</p>
<p>特に著作権処理に関連する費用は、民放事業者が同時配信を進める上で重要な要素であり、開示すべきです。</p> <p>【(株)テレビ金沢】(類似する意見:11件)</p>	<p>本省令案で示したとおり、インターネット活用業務に係る費用については、「コンテンツ制作業務費」「コンテンツ制作設備費」等の細目に従って適切に情報が開示されることが適当と考えます。</p>
<p>区分経理の方法が妥当なものかどうかを判断するために、「費用の整理に関する計算方法」「費用と業務との対応関係」「配賦基準」について、NHKは情報を公開し、丁寧に説明すべきだと考えます。</p> <p>【(株)テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>NHKによるインターネット活用業務に関する会計の透明性を確保するに当たっては、適切な情報開示の実施が必要であると考えております。この観点から本省令案では、区分経理の実施方法等を明示する旨を規定しており、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えます。</p>
<p>区分経理の方法の採用によって、インターネット活用業務等の費用について明らかにして整理することを規定することに賛同します。当社はこれまで、会計上の透明性確保の観点から、区分経理で管理・運用する制度設計が必要との考えを示してきました。</p> <p>省令案では、費用の整理に当たっては、その計算方法、直課または配賦の区別の基準等を記した書類を作成することを義務付けています。配</p>	<p>本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

<p>賦の比率等は権利処理費の扱いとも密接にかかわってくる事項であり、その妥当性や適正性については慎重かつ丁寧に審査されるよう要望します。</p> <p>【(株)テレビ東京ホールディングス】(類似する意見:2件)</p>	
<p>NHKは放送事業が主たる目的であり、常時同時配信は民間放送をはじめとする民業との競合の可能性もある中で、「放送の補完」として、その運用は抑制的であるべきです。区分経理の採用により、収入に関して公平負担を確保し、国民の理解を得ることとあわせて、費用に関しても、「放送」と「放送の補完」に関わる事項の算定根拠を曖昧にすることなく、明確に区分し、受信料収入として適正な範囲内で、各々の業務を進めていくべきと考えます。</p> <p>【中部日本放送(株)】(類似する意見:1件)</p>	<p>NHKによる常時同時配信を含むインターネット活用業務の実施に当たっては、その費用について会計上の透明性が確保されるよう、本省令案において、業務ごとに経理を区分して費用を整理すべき旨を規定しており、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えます。</p>
<p>第55条の2</p>	
<p>公共放送NHKは国民・視聴者の信頼を基盤とするものであり、総務省令で情報公開の充実を図ることは適切であると考えます。ただし、情報公開の仕組みが報道機関であるNHKの経営に外部から不当な干渉を招くことがないよう、十分配慮することが欠かせません。</p> <p>情報公開を義務付ける対象については、常時同時配信を含むインターネット活用業務で得られるデータ(ユーザーの利用状況や特性、通信ネットワークへの負荷など)、合理的なシステム構築や権利処理などに関わる有益な知見を追加し、公共放送だけがそうした情報を独占することなく民放事業者を含む関係者の参考に供する視点が必要であると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:19件)</p>	<p>第55条の2では、実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料や、インターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料等を規定することとしており、NHKにおいて適切に対応されるべきものと考えます。</p> <p>なお、御意見に関連して、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」第4の7(3)では、インターネット活用業務の実施状況の透明性等を確保するための体制整備等を求めているが、「当該業務の実施状況(収支実績を含む。)の透明性」としてはありますが、「当該業務の実施状況(サービスの利用状況に関する情報及び収支の実績を含む。)の透明性」に修正することといたします。</p>

2 日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン

第1

「認可基準」を「認可要件」にあらため、公共放送が行う業務としての適正性を審査する方針に賛同いたします。NHKがインターネット実施基準の認可申請を行った際には認可要件を十分に満たすのか厳格に審査するとともに、認可申請に対する「総務省の考え方」では具体的な要件適用の考え方を明らかにするよう要望します。

【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:13件)

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。

第3 1

前述のとおりNHKのインターネット活用業務は常時同時配信の実施によって新たな領域に踏み込むこととなります。「民間部門といたずらに競争する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである」とありますが、市場競争を阻害する懸念は増しており、当該箇所の「一定程度」を「十分に」に修正するよう要望します。

【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:23件)

「第二次取りまとめ」(放送を巡る諸課題に関する検討会。平成30年9月28日)では、常時同時配信は「NHKの業務の中でも質的にも量的にも重要度が高い位置付けのものとなる」とされ、「常時同時配信を行うに当たっても、市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある」とされているところ、その趣旨を明確化するとともに、原案では「業務の性質に応じて一定程度勘案する」とされ記載ぶりが重疊的であることから、「一定程度」を削除することとします。

第3 9

他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていることを審査基準にすることは妥当である。配信事業はNHK・民放の放送の二元体制の維持発展に資するものであるべきである。

【(株)毎日放送】

本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。

第3 11

「第3-3」は、「インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並

NHKによる常時同時配信を含むインターネット活用業務の実施に当

<p>びに2号業務に関する料金その他の提供条件に関する事項が、法第64条第1項で規定されている受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとなっていないことを認可の要件とするもの」ですが、「省令案」に関する意見でも述べましたとおり、「第3-11」の項に記載されている区分経理の中で、収入に関して公平負担を確保することとあわせて、費用に関しても、「放送」と「放送の補完」に関わる事項の算定根拠を明確に区分し、受信料収入として適正な範囲内で、各々の業務を進めていくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送(株)】</p>	<p>たつては、その費用について会計上の透明性が確保されるよう、本省令案及び本ガイドラインにおいて、業務ごとに経理を区分して費用を整理すべき旨を規定しており、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えます。</p>
<p>第4 1 (2)</p>	
<p>当然のことではありますが、「市場の競争を阻害しないこと」を審査基準とすることは極めて重要であると考えます。常時同時配信の実施によって市場競争を阻害する懸念は増しており、NHKがインターネット実施基準の認可申請を行った際には本審査基準に照らし、多角的な観点から十分審査を行うなど、厳格に運用することを強く要望します。</p> <p>特にスポーツの生中継番組等については、民放事業者による放送やインターネット配信と重複・競合しないよう、民放事業者の商業性に配慮することが求められます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:22件)</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>本ガイドラインでは、NHKが保有している経営資源(受信料財源、職員、放送番組等)を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要であるとするほか、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要であるとしています。</p> <p style="text-align: center;">今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>第4 1 (4)、7 (1) □</p>	
<p>「意見・苦情等を適正に受け付け、取り扱うための必要な措置」と記述されているが、そもそもNHK内だけで事案が処理されるのであれば、その公平性、適切性、プロセスの公開性がどう担保されるのか明示されていることを審査基準としてガイドラインで求めるべきである。また第三者を入れ</p>	<p>本ガイドラインでは、NHKは、外部事業者及び民間競合事業者からの意見・苦情等を適正に取り扱うために必要な措置を講ずることが必要であるとしており、その具体的な業務の実施方法については、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。</p>

<p>た公平な検討組織(通信事業において国が設置している紛争処理委員会のようなスキーム)の設置を求めるべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【(株)毎日放送】</p>	
<p>第4 1 (5)</p>	
<p>NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、放送制度との整合性を確保する観点から地方向けの放送番組の提供に関して、NHKは地域制限を行う計画を有することを審査基準に追加するよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:34件)</p>	<p>改正放送法では、NHKに対し、インターネット活用業務の実施に当たり、地方向け放送番組の配信に関する努力義務が規定されたところであり、その具体的な実施方法については、まずは、NHKにおいて適切に判断すべきものであると考えます。</p>
<p>第4 1 (6)</p>	
<p>放送の公共的役割をよりいっそう充実させ国民・視聴者の利益の最大化を図るためには、放送の二元体制を維持、発展させる視座が欠かせません。そうした観点から他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確に定められていることを審査基準とすることは、極めて妥当であると考えます。</p> <p>NHKと他の放送事業者の協力を実効性ある成果につなげるためには、NHKが協力の具体的な方針を丁寧に説明するなど、相互理解を深める努力が欠かせません。NHKがインターネット実施基準の認可申請を行った際には本審査基準に照らし、NHKの取り組みを確認する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:24件)</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>「地方向け放送番組の配信」が行われることが想定されたガイドラインとなっていることから、本項目における「他の放送事業者との協力に係</p>	<p>今般の放送法改正により、NHKは、インターネット活用業務を行うに当たっては、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑</p>

<p>る努力義務」においては、NHKの地域放送局が、当該エリア内での地方向け番組の配信を行う際には、当該エリア内の民間放送事業者に向けて、ガイドライン記載の事項などについて、事前に情報提供を行うこと、並びに、事後において実施状況や課題などの情報提供を行うことの記載を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【(株)テレビユー山形】(類似する意見:2件)</p>	<p>な実施に必要な協力をするよう努めなければならないものとされているところでは、</p> <p style="padding-left: 2em;">その具体的な協力内容については、NHKが、本ガイドライン等も踏まえつつ適切に検討することが適当と考えます。</p>
<p>第4 2 (1) イ</p> <p>2号業務と3号業務の区別について、今回、常時同時配信(見逃し配信を含む。)が2号業務に加わり、本案において新たに、「2号業務は、協会が放送番組等の一般の利用者に対する提供主体であるもの」と規定しています。NHKが自社(サイト、アプリ等)で行うもの以外に、第三者である他社サイトまたはプラットフォームにおいて実施する場合、NHKが「提供主体であること」「提供条件を決定している」ことについて厳格な判断基準を設けるなど、利用できるサイトまたはプラットフォームの範囲・条件をあらかじめ限定するよう要望します。</p> <p>見逃し配信については、「2号受信料財源業務」として常時同時配信と一括りにせず、区別した上で、業務内容・実施方法について明らかにすることが必要です。特に見逃しの期間等については、明確に設定することを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)東京放送ホールディングス】</p>	<p>本ガイドラインでは、2号業務は、NHKが放送番組等の一般の利用者に対する提供主体であるもの、具体的には、①一般の利用者に提供する放送番組等及び②当該放送番組等の提供に関する料金その他の提供条件をNHKが決定しているものとする判断基準を設けています。</p> <p>今般の放送法改正では、2号業務と3号業務では適用される規律が異なることからこれらの業務を区別することとしたものであり、この区分により審査を行うことが適当と考えます。</p> <p>なお、業務内容及び実施方法については、第4の2(1)ロの「実施する業務の内容」及び同ハの「実施する業務の実施方法」において、それぞれ具体的に記載されていなければならないこととしています。</p>
<p>第4 2 (1) ハ</p> <p>通信には災害時に輻輳し、国民・視聴者の生命、財産を守るための情</p>	<p>御意見を踏まえ、審査基準として「災害その他の事由により電気通信</p>

<p>報伝達が途絶するリスクがあります。適正かつ明確に定めるべき事項に「災害時のサービスの提供に関する事項」を追加し、いざというときに輻輳が生じて必要な情報を得られなくなるリスクがあることの説明や輻輳を回避するためのNHKの措置(配信ビットレートの抑制など)などを明示する必要があると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:14件)</p>	<p>設備に障害を生じた場合のサービスの提供に関する事項」が適正かつ明確に定められていることが必要であることとします。</p>
<p>NHK殿の常時同時配信の実施に先立ち、実施基準の認可に関するガイドラインが示されることは、データのトラフィック増の影響を受けるブロードバンドサービスを提供する事業者にとって有益であると考えます。</p> <p>総務省の「ネットワーク中立性に関する研究会」でも報告があったように、映像視聴等の高まりから、ブロードバンドサービスのトラフィックは前年比2割超の増加傾向にあり、当社においても前年比3割を超える増加となっております。この中には、スマートフォン利用者が家庭内のWi-Fiを用いてオフロード利用するものも相当量含まれており、当社としても毎年多額の設備投資を行っているのが実態です。</p> <p>ネットワーク中立性に関する研究会でも検討がなされておりますとおり、固定系のブロードバンドサービスの品質を維持・向上させるのは一義的には固定系通信事業者の責務ですが、このままトラフィックが増え続けた場合、ネットワーク品質を維持し続けることが難しく、映像サービスを提供するOTT等の事業者も含めステークホルダー間で「負担や協力に関する議論が進展することが期待される」との中間報告もなされているところです。</p> <p>今般、NHK殿が常時同時配信を開始するにあたり、既にスマートフォン向けに最大1.5Mbps程度で配信をすることが発表されております。ガイ</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、御意見に関連して、第4の7(3)では、インターネット活用業務の実施状況の透明性等を確保するための体制整備等を求めており、「当該業務の実施状況(収支実績を含む。)の透明性」としてはありますが、「当該業務の実施状況(サービスの利用状況に関する情報及び収支の実績を含む。)の透明性」に修正することといたします。</p>

<p>ドラインにも画質等の例示がなされておりますが、固定系のブロードバンドサービスを提供する事業者がトラフィックを予測するために必ずしも十分な情報とは言えないと考えます。</p> <p>また、負担論については、「放送を巡る諸課題に関する検討会」で、常時同時配信によるトラフィックへの影響が課題として認識され「放送・通信事業者を始めとする関係者による協議が円滑に行われる環境を整備することが必要」といった取りまとめがなされ、それを受けた「放送コンテンツ配信連絡協議会」において検討は開始されておりますが、必ずしも負担に関する議論が活発になされているとは言えない状況です。</p> <p>NHK殿が開始する常時同時配信サービスが、円滑に立ち上がり、視聴者が安定した視聴ができるよう、通信事業者に対しても十分な情報の開示につながるガイドラインとしていただき、また、負担についての議論を早急に進めていただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【(株)ジュピターテレコム】</p>	
<p>第4 2 (2) イ・ロ</p>	
<p>当然のことではありますが、NHKのインターネット活用業務はあくまで「放送の補完」であるため、「協会が放送する予定のない放送番組はインターネット活用業務として提供することができない」と規定されていることは重要です。「理解増進情報」として提供できるのは、「その編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報」であり、この範囲が恣意的に拡大されることがあってはいけません。</p> <p>NHKのインターネット活用業務は、総務省「放送政策に関する調査研</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>「理解増進情報」については、本ガイドラインの第4の2(2)において、業務の対象が、法に規定されている範囲に収まっていることが必要であることを審査項目とするとともに、その趣旨について具体的に記載しています。</p> <p>「インターネット活用業務」については、「第一次取りまとめ」(放送政策に関する調査研究会。平成25年8月9日)では、「放送の補完の範囲にとどまるもの」であるか否かを判断するための観点として、(a)放送番組との</p>

<p>研究会」第一次取りまとめ(2013年8月)で示された「放送の補完」に照らして、放送番組との密接関連性、支出規模の観点から常に検証されるべきです。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:8件)</p>	<p>密接関連性と(b)支出規模が挙げられていますが、これらの点は、本ガイドラインの制定時において、実施基準の認可基準として「業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること(法第20条第10項第2号関係)」及び「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと(法第20条第10項第4号関係)」として規定されています。</p>
<p>第4 4 (1)</p>	
<p>「受信料財源業務については、国内テレビ放送の受信料収入を専ら財源としていることも踏まえ、実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること」とありますが、あわせて費用の上限自体の適正さが求められることを明確にするため、当該箇所の「費用の上限が明確に」を「費用の上限が適正かつ明確に」に修正するよう要望します。</p> <p>常時同時配信等業務についても「費用の上限が適正かつ明確に定められていること」を審査基準に追加するよう要望します。</p> <p>NHKのインターネット活用業務が公共放送の目的や受信料制度の趣旨に沿って適正に実施されることを確保するためには、受信料財源の規模に対してのみならず、市場の競争を棄損しない規模に留める観点からも費用上限の適正性を担保する必要があると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:25件)</p>	<p>受信料財源業務の費用の上限については、本ガイドラインにおいて、「受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること」を審査基準としており、当該基準は、具体的には、「当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること」に加え、「その上限の根拠が、申請の際に提出される算定根拠の中で、適正かつ明確なものとなっていること」を審査することによって確保されるものと考えています。</p> <p>また、本ガイドラインでは、NHKの「目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)」や受信料制度の「趣旨に照らして、不適切なものでないこと(法第20条第10項第3号関係)」を審査項目としています。</p>
<p>第4 6 (4)</p>	
<p>常時同時配信、見逃し配信は4,169万件(出典:NHK「平成30年度決算概要」、支払数は4,093万件)にも上る受信契約を対象として新たに提供するサービスになると想定され、その内容や認証などの利用方法につ</p>	<p>本ガイドラインでは、NHKは、利用者がサービスを安心して継続的に利用することができるよう、利用者からの意見・苦情等を迅速かつ適切に取り扱うために必要な措置を講ずることが必要であるとしています。</p>

<p>いて、広く国民・視聴者から問い合わせが寄せられるものと考えられます。利用者が同サービスを安心して利用できるようにするため、視聴者からの問い合わせを適正に取り扱うために必要な措置(コールセンター機能の充実)を審査基準に加える必要があると考えます。</p> <p>前述のとおり視聴者対応は“三位一体改革”の中で効率的なシステム構築がなされるべきであり、常時同時配信のためだけの視聴者対応に多額の受信料をつぎ込むことは、極めて不適切です。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:3件)</p>	<p>インターネット活用業務は、放送法第20条第10項第4号の規定に基づき、当該業務の実施に過大な費用を要するものでないことが求められます。</p>
<p>第4 7 (2)</p>	
<p>インターネット活用業務の費用について区分経理を導入し、費用の明細を財務諸表で公表することは、常時同時配信が放送の「補完」として抑制的に運用されているかを検証する上で重要な情報となる。ただし、インターネット活用業務の費用上限の水準、インターネット活用業務に属する費用を他業務に含めていないかなど区分ごとの内容をはじめ、総務省による事前の厳格な適正判断が欠かせない。加えて総務省には、NHKが現行の「受信料収入の2.5%」という費用上限を順守しつつ、実態を正確に反映した情報の公開に努める制度設計と運用を求めたい。</p> <p>その際、総務省はNHKに対し、五輪やサッカーワールドカップなど多額の費用が見込まれる大型イベントなどへの支出、運用開始時期が明示されていない地域番組のネット配信にかかる費用など、将来的に変動が確実な費用の内訳や今後の見通しについても併せて示させるべきだ。大きな費用をかけた年度が下限となって平年も減らさない下方硬直性が生じたり、新たな領域を加える際に単純に追加費用が上乘せされたりなど、</p>	<p>NHKにおいては、常時同時配信の実施に当たって、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討を行うことに加え、ガバナンス改革の取組とともに、既存業務全体の見直しや受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、不断に検討を行うことが求められると考えます。</p> <p>インターネット活用業務は、放送法に基づき、NHKの目的の達成に資することや業務の実施に過大な費用を要するものではないこと等が求められるものであり、現在の実施基準にも留意し、その費用については、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って、必要最低限かつ適正なものとなるよう、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、本省令案では、インターネット活用業務の会計上の透明性確保を図るため、区分経理や情報開示に関する規定を盛り込んでおり、当該規定に基づき、NHKにおいて適切な対応が行われることが適当と考えま</p>

<p>安易な肥大化につながらないように運用する必要がある。</p> <p>【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会】(類似する意見:1件)</p>	<p>す。</p>
<p>第4 7 (3) (4)</p>	
<p>ガイドライン案では、当該業務の適切な実施の確認と実施状況の透明性やPDCAサイクルの運用確保のために、実施状況と評価に関する資料を作成し公表する等としており大いに評価しますが、利用状況に関するデータの公表は欠かせないと考えます。様々な関係者や有識者等による広い観点からの評価が当該業務の安定した運用と改善に有効であると考えます。特にアクセス数は配信費用に密接に関係しますし、通信回線輻輳への対応結果は視聴者に提供したサービスの品質だけではなく、地上放送をインターネットで常時同時配信することによる通信回線への負荷の検証を通して国全体の通信機能の維持や適切な通信インフラの規模を検討するためにも必要であると考えます。</p> <p>ガイドラインでは利用状況の公表に関する事項が定められていることを必要としていただきたい。</p> <p>【北日本放送(株)】(類似する意見:3件)</p>	<p>第4の7(3)では、インターネット活用業務の実施状況の透明性等を確保するための体制整備等を求めており、「当該業務の実施状況(収支実績を含む。)の透明性」としていますが、御意見を踏まえ、「当該業務の実施状況(サービスの利用状況に関する情報及び収支の実績を含む。)の透明性」に修正することといたします。</p>
<p>3 日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン</p>	
<p>全体</p>	
<p>子会社等の事業運営の在り方について、放送法の解釈に比重のおかれたこれまでのガイドラインを改訂し、より具体的に考え方を示したことに賛同します。</p> <p>今後、このガイドラインを適切に運用するよう求めます。</p> <p>【(株)フジテレビジョン】(類似する意見:1件)</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

<p>4 (2) ②、7 (1) ②</p> <p>外部有識者を招いた既存の委員会の活用が言及されている。公共放送であるNHKの子会社という特殊な存在であるので、一般的な監査の範囲(法令を遵守しているか、経理は適正に執行されているか)のみならず、その業務がいわゆる民業圧迫になっていないか、NHK本体では容認されない商業目的類似の行為を子会社を通じて行っていないかなどの見地から検討する、外部有識者を入れた組織体の充実を図り、より実効性のあるチェック体制作り、外部意見の反映が行われることを盛り込むべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【(株)毎日放送】</p>	<p>御指摘の外部専門家を招いて設置される委員会については、子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を確保する観点から、監査委員会に助言その他の補助を行うものとして例示しているところです。</p>
<p>4 (3) ①</p> <p>NHK執行部の役割として、「子会社等の事業運営がNHKの目的の達成に資するものとなっているか、受信料制度の趣旨に照らして適切か」という点も含め、子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性が確保されるよう適切な職務執行を行うことが求められる」との指摘は重要です。子会社等の事業運営の「適正性」には、地方における市場競争を阻害しないための配慮が含まれるものと理解します。</p> <p>地方公共団体や地元企業が発注するイベント・広報材の企画提案において、NHKの子会社や関連会社が民放事業者と競合すれば、地域社会における放送の二元体制の維持、発展の妨げになりかねません。NHKの子会社・関連会社の事業活動が地域社会における二元体制を阻害することがないよう十分配慮することも、NHK執行部の大切な役割であると考えます。</p>	<p>NHKの子会社等の業務範囲については、本ガイドライン7(1)に記載したとおりであり、子会社等の事業運営を通じて業務範囲が遵守されるよう、各機関が本ガイドラインにも記載した役割を果たしていくことが適切と考えます。</p>

【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:25件)	
7 (1)	
<p>当然のことではありますが、NHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはなりません。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先するような事業運営は厳に慎むべきであると考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:24件)</p>	<p>NHKの子会社等の業務範囲については、本ガイドライン7(1)に記載したとおりであり、子会社等の事業運営を通じて業務範囲が遵守されるよう、各機関が本ガイドラインにも記載した役割を果たしていくことが適当と考えます。</p>
7 (2) イ	
<p>必須業務以外の業務委託について、「必須業務と同様の基準を適正かつ明確に定めた上で、それを適正に運用することが適当である」とする方針はNHKの子会社、関連会社の事業運営の適正性を確保する観点から重要であり、賛同します。</p> <p>任意業務である常時同時配信の実施には認証や視聴者対応などが新たに必要となり、一部の業務はNHKの子会社、関連会社に委託されることが想定されます。前述のとおり常時同時配信に多額の受信料をつぎ込むことは極めて不適切であり、必須業務以外の業務も合理化・効率化を図ることが欠かせないと考えます。</p> <p>【(一社)日本民間放送連盟】(類似する意見:13件)</p>	<p>本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
7 (3)	
「子会社に必要以上に蓄積された利益剰余金については、(中略)受	本ガイドライン案に対する賛同の御意見として承ります。

<p>信料の引下げ、負担軽減策の導入など(中略)国民・視聴者への還元を行う」観点で検討を求めていることを評価します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)フジテレビジョン】</p>	
<p>4 (2) ① ②、7 (1) ②、7 (2) ②</p>	
<p>監査委員会の職責は、放送法第43条において「協会の役員の職務の執行を監査することとされており、今回示されたガイドライン(案)の左記箇所(の)の文言については、監査委員会が子会社等の役職員の職務執行を直接監査対象とする趣旨ではないと理解しています。</p> <p>NHKの監査委員会としては、ガバナンス強化を含む放送法改正の趣旨を十分理解し、上記の認識に立って、改正放送法のもとで期待される監査委員会の役割を果たしていくため、放送法など関係法令を遵守するとともに、今般の意見募集を経て策定されるガイドラインの趣旨も踏まえながら、引き続き、NHKの役員の職務の執行を監査するという監査委員会の職責を果たし、それを通じた子会社等のガバナンス強化に寄与していく所存です。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本ガイドラインは、NHKによる子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性の確保を目的として放送法の解釈等を示すものであり、監査委員会について協会の役員の職務執行を監査するための子会社調査権を含め様々な記述を盛り込んでいますが、御指摘の箇所については、御理解のとおり、監査委員会が子会社等の役職員の職務執行を直接監査対象とする趣旨を記述したものではありません。</p> <p>この点については、本ガイドラインにおいても、例えば、4(2)①において「執行部の職務執行の監査に際して」と記述することにより趣旨を明確化しているところです。</p>
<p>5 (1)、7 (3)</p>	
<p>放送法において、経営委員会は重要事項の議決と役員の職務の執行の監督を、執行部は業務の執行を、それぞれ担うこととされております。</p> <p>この点、ガイドライン(案)では、業務執行に係る子会社の指導・監督のための運営基準を内部統制議決の一部とすることなどが考えられることとされています。また、その運営基準で定めることが適当な内容として、「子会社等」(子会社、関連会社及び関連公益法人等)の事業目的等や、子会</p>	<p>御指摘の配当方針については、本ガイドライン案脚注12において言及した平成29年の会計検査院検査に先立って、NHKが新たな配当方針を策定したと理解しています。一方、平成19年に国会法第105条の規定による要請を受けて会計検査院が実施した検査の結果においては、「16年度決算に基づく配当までは、子会社の健全な財務体質を図ることなどを目的として、利益に比して配当を抑制していたが、17年9月に、これまで</p>

社の「配当方針」などが記載されております。

放送法で定められた経営委員会の内部統制議決の範囲は「子会社」であり、また、「配当方針」は法律上の根拠が必ずしも明確ではないことに加え、業務の執行に係る事項であると考えます。

このようにガイドライン(案)では、経営委員会と執行部がそれぞれ担う監督と執行の役割が十分に明確になっているとは言えず、また法定議決事項に関する記述とそれ以外の記述が混在しているように見えることから、それらが明確になるようにしていただきますようお願いいたします。

【日本放送協会】

の配当に関する考え方を転換し、17年度決算に基づく配当から、新たな考え方によることとした結果、子会社19社の17年度決算に基づく配当49億余円は、前年度に比べ総額で40億余円、配当性向で14倍の大幅な伸びとなっていた」との事実関係に触れた上で、「今後も利益剰余金額、当座資産額等の資産状況等を勘案して特例配当を要請するなどの必要がある」と指摘されたにもかかわらず、その後、参議院において「NHKに還元すべき子会社における利益剰余金が近年逆に増加していることは、看過できない」(平成28年5月25日参議院本会議)と警告決議が行われたところであり、総務省としては、子会社の利益剰余金の還元に関するNHKの今後の取組が一過性のものに終わらず継続的なものとなるよう、本ガイドライン案に示したように「例えば、放送法第29条第1項第1号ハの規定により経営委員会が議決する内部統制議決の一部として定める子会社等事業運営基準の中で、子会社の配当方針を適正かつ明確に定めることが適当」と考えており、上記の趣旨を明確にする観点から、脚注を追記することとします。

NHKの子会社に関連会社や関連公益法人等を加えた子会社等の事業運営については、例えば、

- ・ 会計検査院から、子会社等との取引について競争契約への移行を積極的に進めること、子会社等の利益剰余金の適切な規模についての検証や特例配当の要請など指導・監督を適切に実施すること等の指摘があり(平成29年3月)、
- ・ 国会の附帯決議において、子会社等との取引における透明性・適正性を確保し適切な還元を推進すること(平成28年3月)、会計検査院

	<p>の報告等を踏まえグループとしてのガバナンスを強化し子会社等からの適切な還元を図ること(平成31年3月)等の指摘があり、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 放送を巡る諸課題に関する検討会第2次取りまとめ(平成30年9月)において、子会社等への業務委託の透明性・適正性の向上に関する指摘があるなど、 <p>子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を巡り各方面から指摘がなされていること、さらには、今般の放送法改正において、NHKの子会社等に関する情報公開に関する規定が追加されるなどNHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実が図られたこと等を踏まえ、本ガイドラインにおいて、子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を確保する観点から、放送法の解釈指針等を示すことが適切と考えます。</p> <p>経営委員会と執行部がそれぞれ担う監督と執行の役割が十分に明確になっていないとの御指摘については、本ガイドライン5(1)及び(2)において、役割がより明確なものとなるよう記述を修正することとします。</p>
--	---

◆個人等からの提出意見に対する総務省の考え方

御意見の要約	総務省の考え方
0 総論	
① 今般の意見募集の内容について賛成	賛同の御意見として承ります。
② 今般の意見募集の内容について反対	以下1～7の御意見に関連したものが多かったことから、各御意見に対して、総務省の考え方を示しています。
③ その他(賛否両論、評価を明らかにしていない 等)	
1 【省令・ガイドライン改正】インターネット活用業務	
① 常時同時配信を実施することにより、スマートフォンやPCなどインターネットに接続することができる環境を有する全ての者に対してNHKが受信料を徴収することに反対する。	常時同時配信を受信できることをもって、スマートフォンやPCなどの所有者が新たに受信料を負担することになるものではありません。
② 将来、受信料を負担する対象が、インターネットに接続することができる環境を有する者にまで拡大されることに反対する。	今後の放送行政に対する御意見として承ります。
③ 常時同時配信は、ID・パスワード等により、受信契約者のみが利用できるようにしてほしい(受信契約者以外も視聴できるのは不公平であるという御意見を含む。)	今般改定した「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準に関するガイドライン」第4の3において、受信料制度の趣旨に照らし、受信契約者にとって不公平にならないための具体的な提供条件に関する事項が、適正かつ明確に定められることが必要であるとしており、そのための手法として、常時同時配信の利用に際してID・パスワード等により受信契約者であることを適切に認証すること等を例示しています。
④ 料金その他の提供条件を実施基準上でより具体的に定めるようにしてほしい(具体的な料金その他の提供条件に言及している御意見を含む。)	実施基準の具体的な内容については、まずは、NHKにおいて検討を進めるべきであると考えます。なお、実施基準の認可は、利用料金や利用規約そのものを認可するものではありませんが、これらの事項について適正かつ明確な方針及び考え方が定められていることを求めています。

⑤ NHKが苦情対応をしっかりとるようにしてほしい。	今般改定した「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準に関するガイドライン」第4の7(1)において、インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項が適正かつ明確に定められていることが必要であるとしており、その具体的な業務の実施方法については、まずは、NHKにおいて適切に検討することが望ましいと考えます。
2 【省令改正】経営委員会による意見公募手続	
① 経営委員会に寄せられた意見は、全て公にしてほしい(経営委員会が意見公募手続の適用除外事由を恣意的に運用することを懸念するという御意見を含む。)	経営委員会は、原則、全ての提出意見を公にしなればなりません。第三者の利益を害するおそれがある場合等には、提出意見の全部又は一部を除くことができることとしています。 また、意見公募手続の適用除外事由に該当することにより、経営委員会が当該手続を実施しなかった場合には、当該手続を実施しなかった理由等を公表することを義務づける規定の追加等、本省令案の経営委員会による意見公募手続に係る規定は、国の実施する意見公募手続を参考に規定することとしています。
3 【省令改正】NHKグループに関する情報提供	
① 情報提供の範囲をより拡充してほしい。	NHKが改正放送法第84条の2の規定により提供すべき情報の範囲については、他法令も参考としつつ、NHKグループの適正な経営を確保するために必要な事項を総務省令において定めることが適当であり、具体的には、NHKグループの組織、業務、財務等に関し本省令案第55条の2第2項各号に掲げた事項を規定することが適当と考えます。
4 【省令改正】監査委員会の職務執行関連	
① 監査委員会の職務を執行するための事項をより拡充してほしい。	経営委員会が放送法第29条第1項第1号ロの規定により議決すべき監

	<p>査委員会の職務を執行するための事項については、他法令も参考としつつ、NHKグループの適正な経営を確保するために必要な事項を総務省令において定めることが適当であり、具体的には、監査委員会の指示の実効性の確保、監査委員会への報告をするための体制等に関し本省令案第17条に掲げた事項を規定することが適当と考えます。</p>
<p>5 【省令・ガイドライン改正】会計上の透明性の確保</p>	
<p>① インターネット活用業務に関する会計区分をしっかりと整理してほしい。</p>	<p>NHKが実施するインターネット活用業務の提供については、会計上の透明性確保が重要であると考えております。本省令案では、区分経理を導入するとともに、インターネット活用業務費用明細表の公表をNHKに義務付けているところであり、これらはNHKの会計上の透明性確保に資するものであると考えます。</p>
<p>② インターネット活用業務の実施に要する「費用の上限」の適正性の判断に資するような形式で、会計上の項目ごとの詳細を公表してほしい。</p>	<p>インターネット活用業務に関する会計の透明性を確保するに当たっては、「費用の上限」と会計上の各項目との対応関係を示すことが適当と考えます。この観点から、本省令案においては、インターネット活用業務費用明細表の公表をNHKに義務付けるとともに、当該明細表に業務の種類ごとに「費用の上限」の記載を求めることとしています。</p> <p>御指摘の趣旨を踏まえ、本省令案別表第3号の2に定めるインターネット活用業務費用明細表の注釈として、インターネット活用業務の費用と「費用の上限」との対応関係を明確にする上で参考になる事項がある場合には、記載すべき旨を追記します。</p>
<p>6 【ガイドライン改正】子会社等の事業運営の在り方</p>	
<p>① 子会社ガイドラインの内容を法律で規定した上で、罰則規定を設けることにより、強制力を持たせるべきである。</p>	<p>今般策定した「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」は、NHKの子会社等の事業運営について、放送法の関</p>

	連規定の解釈等を示すことにより、その事業運営の効率性、適正性、透明性を確保することを目的とするものです。NHKにおいては、子会社等の事業運営について、放送法の関連規定や同ガイドラインの内容を踏まえた適切な対応を行うことが適当と考えます。
② 子会社等の事業運営について、社員の給与額やNHKから子会社等への出向・転籍等の状況等を含め情報公開の対象となる情報を追加するとともに、第三者からなる監督機関の創設等により監査の機能を強化すべきである。	NHKが改正放送法第84条の2の規定により提供すべき情報の範囲については、他法令も参考としつつ、NHKグループの適正な経営を確保するために必要な事項を総務省令において定めることが適当であり、具体的には、NHKグループの組織、業務、財務等に関し本省令案第55条の2第2項各号に掲げた事項を規定することが適当と考えます。 また、NHKの執行部が法令に沿って適切に情報提供を行っているか否かについては、まずは、NHKの経営委員会や監査委員会の監督や監査の一環としてチェックされるべきものと考えます。
③ 子会社等の事業運営を会計検査院の直接の検査対象とすべきである。	今後の放送行政に対する御意見として承ります。
④ 子会社に一定以上の剰余金がある場合は、①一定の割合以上の利益剰余金の強制的な還元、②還元された利益剰余金を受信料の引き下げ、負担軽減策の導入などに使うこと、③上記2点を総務省及び第三者委員会が監視・監督することを義務づけるべきである。	NHKの子会社の利益剰余金の適正な還元の在り方については、ガイドライン案に記述したように、NHK自身が子会社の株主として子会社の配当方針を策定・変更し、それを公表した上で、適切・確実に運用を行うことが適当と考えます。
7 その他	
① NHKの組織を見直してほしい(公共放送の在り方に対する御意見、NHKを国営化／民営化／廃止してほしいという御意見、NHK職員の待遇等に対する御意見を含む。)	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、引き続き

	公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えています。
② 受信料の在り方を見直してほしい(受信料を値下げ／無料にしたいといった御意見を含む。)	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、受信料は、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財政基盤であり、国民・視聴者に広く公平に負担いただくことが適当と考えます。NHKにおいては、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、不断に検討を行うことが求められます。</p>
③ 受信料の徴収方法を見直してほしい(NHKの訪問員の手続・説明に問題がある、訪問で怖い思いをした、態度が威圧的、強引、しつこい、訪問員が名乗らないといった御意見を含む。)	<p>NHKの訪問員が受信契約の勧奨を含めた各種手続等を行う際には、国民・視聴者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行うことが求められると考えます。</p> <p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
④ 番組内容が公共放送にふさわしくない(偏向報道を是正してほしいという御意見を含む。)	<p>放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされています。NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送することなどにより、公共放送としての社会的使命を果たすことが求められるものと考えています。</p>
⑤ NHKの放送をスクランブル化し、受信契約を希望する人だけがNHKの番組を受信できるようにしてほしい。	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送し、地方向け番組も提供すること等、引き続き公共放送としての社会的使命を果たし</p>

	<p>ていくことが求められるものと考えています。</p> <p>視聴の対価として料金を支払うこととするいわゆるスクランブル化については、NHKが、このような公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えています。</p>
⑥ NHKはインターネット活用業務を行うべきではない(常時同時配信等業務の実施によりNHKが肥大化することを懸念する御意見を含む。)	<p>NHKが常時同時配信等業務を含むインターネット活用業務を行うことは、スマートフォン等を用いて様々な場所において放送番組を視聴したいという国民・視聴者の期待に応えるという意義があるものと考えます。一方、インターネット活用業務については、NHKの目的や受信料制度の趣旨に照らして適切なものとなる必要があるため、その実施のための費用については、必要最低限かつ適正なものとなるよう、まずは、NHKにおいて、実施基準の在り方について検討を進めるべきであると考えます。</p>
⑦ 常時同時配信等により、通信トラヒックが増大することが懸念される(NHKはインターネットの維持・管理費用を支払うべきという御意見、NHKはインターネット活用業務のための専用線を独自に整備するべきという御意見を含む。)	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
⑧ 上記以外の御意見について	<p>様々な観点から多くの御意見をいただきました。これらの御意見は、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>